

領土と国境を再考する ーボーダースタディーズの捉え方ー

川久保 文紀*

はじめに

I. 領土と国境を捉える視角

II. ボーダーフルな世界とボーダーレスな世界

III. 生活圏としての境界地域

おわりに

はじめに

冷戦が終焉し、グローバル化が急速に進展する今日においても、領土と国境をめぐる国家間対立は世界で後を絶たない。2021年に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、冷戦後の国際秩序を崩壊させ、力による国境線の変更が現代の国際政治においても容易に起こり得ることを証明する出来事となった。また、現代地政学の泰斗であるクラウス・ドッツによれば、人類が地球の生態系に及ぼしてきた累積的な影響が顕著になった人新世（アントロポセン）の時代においては、地球温暖化の深刻化や近年の新型コロナウイルスの蔓延が、トランスナショナルな脅威を目の前にした国境管理の限界を示すと同時に、「排他的な主権や固定的な国境という神話に拘泥すること」の危険性を認識させている¹⁾。

本稿では、まず領土と国境に関する概念的考察を行い、それらが主権との関係性のなかでど

のように変容してきたのかを明らかにする。次に、グローバル化による国境の溶融を意味する「脱境界化」と国家の安全保障の強化を示唆する「再境界化」という2つの境界化現象を、ボーダーレスな世界とボーダーフルな世界の揺れ動きという視点から考察する。そして、「固有の領土」という言説から日本の抱える領土・国境問題を多角的に分析し、近年活発化してきた日本の境界地域をつなぐ結ぶネットワーク形成の意義について論じる。最後に、国境を含めた境界を多面的かつ重層的に理解するボーダースタディーズ（境界研究）の境界地域に対する捉え方について、若干の言及を行いたい。

I. 領土と国境を捉える視角

1. 領土の誕生

領土という概念は、伝統的に国家やその帰属集団によって主張される変化なき概念だと考えられてきた。19世紀におけるフリードリ

* 中央学院大学副学長・法学部教授

1) クラウス・ドッツ（町田敦夫訳）『新しい国境 新しい地政学』（東洋経済新報社、2022年）36－38頁。

ヒ・ラッツェルの国家有機体論は、国家の生存にとって領土の拡張は必要手段であるとする進化的な発想にもとづいていた。しかしながら、時代を経るにつれて、こうした領土に関する決定論的な見方ではなく、領土は地理空間を思考する際に空間と社会を関連づける社会的な実践やプロセスの産物であるという考え方が浸透してきた。領土は、政治的な決定の表明であるばかりではなく、領土の獲得や国境の安全を図ることによって、物理的にも表象的にも権力が伝達される戦略として位置づけられるようになったのである。

英国の政治理論家スチュアート・エルデンは、『領土の誕生』のなかで、領土に関する歴史的かつ概念的に探究する研究の蓄積はあまりみられてこなかったと述べたうえで、その理由としては、領土という概念自体が自明のものとして捉えられ、特定の国境紛争や領土問題を分析するうえでは領土に関する概念的考察は必要なかったからであると主張した²⁾。エルデンにとって、領土とは変容、規制、ガバナンスの継続的なプロセスによって形成されるとし、一連の政治的・社会的実践によって生み出された「空間の合理化」であるとした³⁾。『領土概念の意義』を著したフランスの政治地理学者ジャン・ゴットマンは、政治制度としての国家は、その空間的定義である領土を考察することなくして理解

できないとし、国家の領土は、その管轄権の地理的範囲及び対外関係におけるその位置を示すものであると論じた⁴⁾。このように、近代国家の領土はその排他的な管轄権である主権と密接に結びつけられ、領土は主権の行使に不可欠とされてきたが、このことが「領土主権」と呼ばれる概念を生み出した⁵⁾。

本来、領土と主権を結びつけて国家の原型をつくったのは、西欧の絶対王政であった⁶⁾。ラテン語の *territorium* の歴史的な起源は 14 世紀にまで遡るとされるが、17～18 世紀にかけて起こった西欧の市民革命において、国民＝ネイションが登場し、領土国家を基礎とする国民国家が築き上げられていく。ポリス、帝国、封建共同体、キリスト教共和国などが興亡した人類史において、「領土的な国民国家」こそが「特殊」であり、西欧中心主義の産物そのものであるという史観も成り立つ。このようにみると、「領土国家ディスコースのリアリティー」を疑いながら領土と国境の関係性について考察する必要がある⁷⁾。

2. 領域性とは何か

日本の政治地理学者山崎孝史は、territory という用語について、日本語では領域あるいは領土として文脈に応じて区別して用いられるが、英語では区別して用いることができないとする⁸⁾。

2) Stuart Elden, *The Birth of Territory* (The University of Chicago Press, 2013), p.3

3) *Ibid.*, p. 17.

4) Jean Gottman, *The Significance of Territory* (The University Press of Virginia, 1973), p.2.

5) 山崎孝史「境界、領域、「領土の罫」—概念の理解のために」『月刊地理』第 61 巻 6 号 (2016 年) 89 頁。

6) 押村高『国家のパラドクス—ナショナルなものへの再考』(法政大学出版局、2013 年) 2 頁。

7) 同上、54－55 頁。

8) 山崎孝史「政治地理学から見た領土論の罫」岩下明裕編『領土という病—国境ナショナリズムの処方箋』(北海道大学出版会、2014 年) 12－13 頁。

territory が主権と結びつくときには領土として想定されるが、一般的には境界によって空間を仕切れば領域となり、国境によって囲まれた領土も広い意味での領域の類型のひとつとして捉えられる。空間と権力の関係性を理論的に考察する研究は、1970年代から1980年代にかけて英米系の地理学から誕生したとされる。こうした研究は、領域をどのように、何のために利用するのかという空間管理に関する研究として位置づけられるが、居住空間や国家に至るまで幅広い地理的スケールのなかで領域を概念化する試みでもある。この時期に、「領土という空間と主権という権力の関係性」が主要な考察対象となり、空間それ自体が権力の源泉になるという認識が広がっていく⁹⁾。

米国の地理学者ロバート・サックは、人間における領域性を、「区域を管理することによって、人々や資源に影響を与え、力を及ぼし、あるいはそれらを制御する空間的戦略」であり、「人々が土地をどのように利用し、空間の中で自らをどのように組織化し、そしてどのように場所に意味を与えるかということと密接に関係」しているとする¹⁰⁾。それゆえに、領域性は空間に対する権力の一形態として理解され、領域に対するコントロールは、それにアクセスすることを制限する境界の設定によって行使される。それゆえに、境界の設定は、社会における権力を獲得するための政治的な戦略になるのである。物理的な空間は境界や国境がなくても

存在し、空間という概念が地球全体の表面に適用される一方で、人間やその集団は境界の存在なくして空間を戦略的に利用することはできず、空間という全体を個々の部分に分割することによってそれを意味あるものにする。

3. 境界から国境へ

人間は境界を引く「地理的存在」であるという前提に立てば、人間の歴史は壁の建設をめぐる歴史とも重なる。紀元前4世紀、アレクサンドロス大王がカフカス山脈とカスピ海沿岸の間に異民族の侵入を防ぐために壁を築き、紀元前3世紀には秦の始皇帝が遊牧民族を追い払うために万里の長城を、紀元後122年には古代ローマの五賢帝のひとりであるハドリアヌス帝がイングランドとスコットランドの間にスコットランド部族からブリタンニア地方を守る壁を造るといったように、古代から現在に至るまで世界中でさまざまな防御壁や要塞が建造されてきた¹¹⁾。権力の中心が点在する中世の城塞都市は、王朝、都市国家、帝国などと支配する領域が重なり合い、主権国家システムとは異なる柔軟な領域的構造を有していたが、近代以降、境界は主権、領土、イデオロギーなどと結合することによって政治性や権力性を高め、国境へと変容していった歴史をもっている¹²⁾。地球が個々の主権を有する政治的実体へ分割され、それぞれの領土内における人口や資源に対する排他的な管轄権を示すことによって、地球

9) 同上、13頁。

10) ロバート・デヴィッド・サック（山崎孝史監訳）『人間の領域性—空間を管理する戦略の理論と歴史』（明石書店、2022年）、14頁。

11) イアン・ヴォルナー（山田文訳）『壁の世界史—万里の長城からトランプの壁まで』（中央公論新社、2020年）。

12) 岩下明裕『入門 国境学—領土、主権、イデオロギー』（中央公論新社、2016年）。

上の空間は独立した主権国家群へと組織化されたのである。

近代以降、資本主義、官僚制及び軍事組織などの制度的基盤に支えられた西欧諸国は、主権にもとづく領域的範囲を定めていった。ヨーロッパで長く続いた宗教戦争を終結させた 1648 年のウェストファリア条約は、主権国家システムという新しい領域秩序を確立したといわれている。西欧諸国は、特定の領域に対する独占的な支配を有する存在として相互承認することに同意し、これには 3 つの主要な意味合いが含まれていた¹³⁾。第一に、国家が外部からの干渉なしに、その領土を自由に統治できるという点、第二に、国家は合法的に外交や戦争に関与できる唯一の制度であるという点、第三に、主権の行使は、その領土の範囲を定める明確な境界線を必要とする点である。現代の国境は、第二次大戦後の国際連合の創設によって、相互の主権尊重と領土保全のラインとして機能してきた。朝鮮半島の南北をまたぐ非武装地帯 (DMZ)、北アイルランド・ベルファストのピースライン、キプロスのグリーンライン、イスラエルとパレスチナの分離壁などに代表されるように、国境とはいえない軍事的な境界線も現代には残存しているが、現代の国境は基本的には主権国家間の境界を画定する法的主権の空間範囲を示すマーカーとしての位置づけをもっている。

II. ボーダーフルな世界とボーダーレスな世界

1. グローバル化と国境の壁

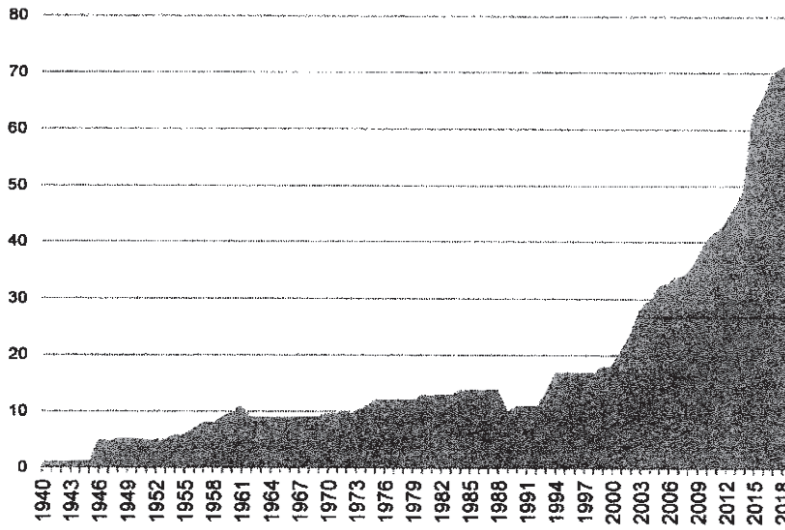
冷戦の終焉とベルリンの壁の崩壊によって、グローバル化が急速に進展し、ボーダーレスな世界が到来するという言説が 1990 年代に世界を席卷した。「地理の終焉」(リチャード・オブライエン)や「フラット化する世界」(トマス・フリードマン)はその代表例である。人や物の移動によって自由貿易や投資が促進され、比類なき経済的繁栄がもたらされるといった楽観的な主張には、ボーダーレスな世界においては「脱境界化 (de-borderization)」が進行し、国家の役割は徐々に減少し、それに伴い国境が溶融していくということが含意されていた。

しかし、2001 年の 9.11 テロ以後、そうした世界の傾向に逆行するかのように世界各地で国境の壁 (フェンス) が造られるようになり、国境管理が強化されるようになった。エリザベス・パレの研究によれば、テロ以前に建造された国境の壁は 20 箇所にも満たなかったが、2019 年現在、世界中の 72 箇所に設置され、総延長は 3 万 1000 キロに及ぶとされる (表 1 を参照)¹⁴⁾。1990 年代以降のグローバル化の進展と 9.11 テロ以後の米国を中心とした国境管理の強化によって、国境の開放性と閉鎖性という対立する二重の圧力が、各国の国境安全保障に影響を与えるようになり、地政学上の国境が大きな変容を迫られるようになった。

13) アレクサンダー・C. ディーナー／ジョシュア・ヘーガン (川久保文紀訳)『境界から世界を見るーボーダースタディーズ入門』(岩波書店、2015 年) 56 頁。

14) Élisabeth Vallet, "State of Border Walls in a Globalized World," in Andréanne Bissonnette and Élisabeth Vallet(eds.), *Borders and Border Walls: In-Security, Symbolism, Vulnerabilities*, (Routledge, 2021), pp.9-10.

表1： 国境の壁（1940年—2019年）



出所：Élisabeth Vallet, “State of Border Walls in a Globalized World,” in Andréanne Bissonnette and Élisabeth Vallet (eds.), *Borders and Border Walls: In-Security, Symbolism, Vulnerabilities* (Routledge, 2021), p.9.

近年の国際情勢を概観すれば、2010年にチュニジアからはじまった中東・北アフリカ地域における民主化のドミノ現象としての「アラブの春」、2011年以降の「イスラーム国 (IS)」の台頭によるシリア内戦の激化とそれに伴う大量の難民発生、2014年のウクライナ政変における新欧米派政権の誕生を契機としたロシアによるクリミア併合、2022年に発生したロシアによるウクライナへの武力侵攻、ハマスのテロ攻撃に端を発するイスラエルによるガザ地区への報復攻撃など、国境や境界を引き直そうとする「再境界化 (re-borderization)」の動きが活発化している。西欧諸国がつくりあげた主権国家システムや、植民地主義や覇権主義を通じて人工的に画定されてきた非西欧世界における国

境は、ポスト冷戦期以降の暴力とテロリズムが入り混じる新しい領域秩序を模索する動きのなかで改めて問い直されているといえるだろう。このようにみると、領域秩序の地理的輪郭となってきた伝統的な国境の在り方は、ボーダーレスな世界とボーダーフルな世界との狭間で揺れ動いている¹⁵⁾。

2. 「領土の罠」を超えて：主権レジームの類型化

米国の政治地理学者ジョン・アグニューは、伝統的な政治学や国際関係論が「領土の罠 (territorial trap)」に陥っていると主張した。そのうえで、世界地図上に平面的に描かれた世界各国の領土の固有性や安定性を問い直す

10) 川久保文紀「ボーダーレスな世界とボーダーフルな世界—フィルターとしての国境」『月刊地理』第61巻5号 (2016年)。

必要性を説いた¹⁶⁾。「領土の罟」とは、伝統的な政治学や国際関係論の地理的前提にもとづいた以下の3つの考え方を指す。第一に、国家が領土に対して排他的な主権を行使できるという考え方である。アグニューによれば、国家がその領土を政治的にも経済的にも完全に独占してきた歴史的事実はないとする。第二に、世界地図における国境の内側（インサイド）と外側（アウトサイド）が明確に区別されており、それにしたがって、国内政治と国際政治の境界線も峻別されるという見方である。グローバル化が急速に進展する現代において、国内政治と国際政治の相互浸透が著しいことはいうまでもない。第三に、国家は「社会の容器」であり国家の境界と社会の境界が一致するという認識である。このような認識にもとづけば、多民族国家や国境をまたぐ形で生活する先住民の存在が視野に含まれておらず、今日の地球社会の様相を描写することができない。

そして、アグニューは、絶対主権に代わる「実効主権 (effective sovereignty)」という主権の在り方を提示した¹⁷⁾。これは、領域的に固定化された主権ではなく、主権の行使が実効的に及ばされるという意味での主権である。言い換えれば、これは機能的に分割可能な主権の在

り方であり、その正当性は領土を前提としない主権でもある。こうした見方に立てば、主権とは、理念化された領土形態ではなく、時間の経過とともに変化する制度形態として把握される。アグニューによれば、「実効主権」は、国家間を取り結ぶ国際協定などを想定しない「主権レジーム (sovereignty regime)」として以下の4つに類型化されるとした¹⁸⁾。それらは、1) ウェストファリア型の古典国家、2) EU をモデルとする統合国家、3) ヒエラルキー的な帝国主義国家、4) 覇権国がヘゲモニーを掌握するグローバル主義国家である。こうした主権に関する多元的な理解にたてば、グローバル化あるいは領土主権のどちらか一方を支配的な傾向と捉える見方から距離を置き、現代の大国間の領域的な囲い込みを軸とする地政学と、領土の呪縛から逃れようとするグローバル化という二項対立的な図式を批判的に解釈することができる¹⁹⁾。いずれにせよ、アグニューは、現代世界における権力と権威の配分と表現が不変的に領土偏重主義に陥ってきた傾向を批判し、領土は空間性のひとつに過ぎず、権力の空間性も国家の領域性に還元されるわけではないことを強調したといえる。

16) John Agnew, "The territorial trap: the geographical assumptions of international relations theory," *Review of International Political Economy*, Vol. 1, No. 1(1994), pp.60-72.

17) John Agnew, *Globalization & Sovereignty: Beyond the Territorial Trap*, Second edition, (Rowman & Littlefield, 2018), pp.9-16; 山崎孝史、前掲論文、12 - 13 頁。このアグニューの著作に関しては、筆者による拙評がある。川久保文紀「ジョン・アグニュー著『書評 グローバル化と主権—領土の罟を超えて (第2版)』」『中央学院大学法学論叢』第36巻1号 (2022年)。

18) Ibid., pp.127-178.

19) ジョン・アグニュー (川久保文紀訳)「グローバル化時代の地政学」『境界研究』No.6 (2016年)。

Ⅲ. 生活圏としての境界地域

1. 国際社会からみた「固有の領土」論²⁰⁾

これまでみてきたように、領土と国境に関する近年の研究や議論は、領土主権を脱構築する形で発展してきた。以下では、領土主権という概念に囚われてきた日本の領土・国境問題を、「固有の領土」論と「下からの国境」アプローチという2つの観点から検証し、領土ナショナリズムを乗り越える日本の境界地域の実践的な取り組みを紹介したい。

日本の国土面積は約38万平方キロで世界第62位であるが、領海と排他的経済水域（EEZ）を入れた日本の面積は約447万平方キロになる。これは国土面積の約12倍であり、米国、オーストラリア、インドネシア、ニュージーランド、カナダに次ぐ世界第6位になる。また、日本は1万4,125の島嶼により構成されており、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除けば、1万4120の島が離島という位置づけになる（表2を参照）。離島は、その立地条件等から、日本のEEZなどの保全、海洋資源の管理・利用、自然環境の保護、食料の安定供給などの重要な役割を担っており、こうしたデータから

は、日本が海洋国家であるということに加えて、島嶼国家でもあるという国家の地理的性質が明らかになる。

国際社会の目からみれば、日本が北方領土（ロシア名：南クリル諸島）、竹島（韓国名：独島）、尖閣諸島（中国名：釣魚島及びその付属島嶼、台湾名：釣魚臺列嶼）という領土・国境問題を、それぞれロシア、韓国、中国・台湾との間に抱えていることは知られている。日本政府は、それぞれが歴史的にも国際法上も日本の「固有の領土」であり、とりわけ日本が実効支配を行い、「国有化」した尖閣諸島に関しては、領土・国境問題それ自体が存在しないとの立場をとっている。しかしながら、領土紛争や国境画定に関する世界的な研究機関であるIBRU（International Boundaries Research Unit）の研究主任であるマーティン・プラットは、世界の島の領有権をめぐる紛争マップを作成し、そのなかには、尖閣諸島が含まれている（図1を参照）²¹⁾。中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土だと主張するかぎり、法的に認められるラインは存在しないのである。

20) ここでの記述は、以下にもとづく。川久保文紀「領土・国境問題」山田敦ほか編『新版 国際関係学』（有信堂高文社、2025年）；同「日本の境界地域へのまなざし―「領土という病」への処方箋」ChuoOnline（人―かお 中央大学の研究・オピニオンを発信）2025年1月30日 <<https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/people/20250130.php>>（2025年1月30日閲覧）

21) Martin Pratt, “The Scholar-Practitioner Interface in Boundary Studies,” *Eurasia Border Review*, Vol. 1, No. 1(2010), p.35. IBRUは、1989年、英国のダラム大学に設立された。研究主任であるマーティン・プラットは、これまで40以上の政府および国際機関と協力し、国際司法裁判所、国際海洋法裁判所、国際仲裁裁判所における第三者による紛争解決に携わってきた。また、彼が率いるBordermap Consultancyは政府、NGO、民間企業を対象とした国境画定に関する実務訓練を提供している。

表 2： 日本の島の数

都道府県	島の数	都道府県	島の数
北海道	1,473	滋賀県	0
青森県	264	京都府	111(1)
岩手県	861	大阪府	0
宮城県	666	兵庫県	203(1)
秋田県	144	奈良県	0
山形県	82	和歌山県	655
福島県	18	鳥取県	52
茨城県	13	島根県	600
栃木県	0	岡山県	102(3)
群馬県	0	広島県	171(2)
埼玉県	0	山口県	396(1)
千葉県	244	徳島県	206(1)
東京都	635	香川県	133(2)
神奈川県	97	愛媛県	391(1)
新潟県	333	高知県	400(1)
富山県	5	福岡県	115
石川県	251	佐賀県	71
福井県	180(1)	長崎県	1,479
山梨県	0	熊本県	299
長野県	0	大分県	285
岐阜県	0	宮崎県	403
静岡県	243	鹿児島県	1,256
愛知県	61	沖縄県	691
三重県	540	本州、四国、九州	3

※令和4年1月時点の電子国土基本図を用いて計数。

※()内は内数で、2府県に跨る島の数

※計数した島数は、ある時点での我が国の国土の一面を表したものであり、地盤変動等や計数時点での測量技術の進歩の影響を受ける。

出所：国土交通省国土地理院「日本の島の数」

https://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/islands_index.html#overview

図1：世界の島をめぐる領土紛争



出所: Martin Pratt, "The Scholar-Practitioner Interface in Boundary Studies,"
Eurasia Border Review, Vol.1, No.1(2010), p.35.

日本政府が主張する「固有の領土」とは、「一度も外国の領土となったことがなく、日本の領土でありつづけている土地だと強調する概念」だとされる²²⁾。そもそも「固有の領土」は、外国には存在しない「翻訳不能言葉」であるとされ、国境線を歴史的に何度も引き直してきた西欧諸国や、先住民の土地の奪う形で国土の拡張を図ってきた米国やロシアにとっては「自己否定」になりかねない言葉でもある²³⁾。日本の歴史的文脈においても同様である。アイヌの存在を無視した形で北海道を日本の「固有の

領土」ということができるのだろうか。また、琉球王朝という独自の王朝が存在したことを考慮すれば、尖閣諸島は日本という国家の「固有の領土」なのだろうか。まして、八重山諸島に属する石垣や与那国は琉球王朝の版図でもなかった。さらには、日本という国家の成り立ちを考えてみれば、近代国家の枠組みで「領土」を整理してしまう連続的な思考が、「固有の領土」論の陥穽ともいえる。ヤマトという「中の文化」が、「北の文化」や「南の文化」を組み込んでいく歴史によって日本の国家形成を語る

22) 和田春樹『領土問題をどう解決するか—対立から対話へ』(平凡社、2012年) 24頁。

23) 同上、28 - 35頁。

歴史は、他の地域や文化を捨象した形で、ヤマトのなかに日本の「固有性」を見出すことになってしまうのである²⁴⁾。赤坂憲雄によれば、縄文時代以来の民族史的な景観に対して「ひとつの日本」というフィルターをかぶせる歴史認識の作法はすでに破綻し、「いくつもの日本」への大きな広がりを見通すことの重要性を説いている²⁵⁾。「いくつもの日本」は、東／西に予定調和的に伸びてきた日本の歴史を南／北へと方位転換させることで、「弧状なす列島」としての日本の新しい見取り図を提示してくれるのである。

日本の抱える領土・国境問題の大きな特徴は、不可視のボーダーが海に引かれているという点に認められる。陸域国境と比較して、海域国境の不可視性は、海をめぐる係争の解決を困難にする要因を含んでいる²⁶⁾。第一に、現在はメディアを通じて海域国境で生じるさまざまな問題が映し出される場面が多くなったとはいえ、境界地域の住民や漁民などを除けば、一般国民の目からは遠い場所での争いという位置づけになってしまいがちである。第二に、海底に眠る資源の在りかは広範囲にわたるために、係争国＝利害関係国が数多く存在し、状況を一層複雑にする。だからこそ、不可視化された海域国境の存在は、竹島や尖閣諸島に代表されるような

可視化された島々を地図上におけるナショナリズムのシンボルへと変質させるのである。

2. 境界地域をつなぐネットワーク：JIBSNとJCBSの設立

領土や国境が社会構築物であるという見方は国内外の学界においても定説になりつつある²⁷⁾。国家主権はグローバル化や安全保障環境の変化によって常に影響を受けており、領域的に固定化された領土や国境という考え方に立脚すれば、今日の変容する国家主権の在り方を説明することは困難になる。こうした視点に立てば、国境政策に関与する国家以外のアクター（地方自治体、大学などの研究機関、NGO・NPOなどの市民社会組織）の存在も視野に入れ、生活圏のまなざしを意識した見地に立って、領土・国境問題を理解する視座が必要になる。

2011年、境界自治体の実務者と研究者の意見交換の場として、境界地域研究ネットワークJAPAN(Japan International Border Studies Network：JIBSN)が設立された²⁸⁾。これは、日本の境界地域が抱える諸課題を多角的に検討し、政策提言を行う研究ネットワークである。事業活動の内容として、(1)国内外の境界地域に関する調査および研究の企画、実施および支援、(2)境界地域の地方公共団体の交流、

24) 藤本強『日本列島の三つの文化―北の文化・中の文化・南の文化』(同成社、2009年)。

25) 赤坂憲雄『東西／南北考―いくつもの日本へ』(岩波書店、2000年) i－viii頁。

26) 岩下明裕「辺境からの問いかけ」同編著『日本の国境・いかにこの「呪縛」を解くか』(北海道大学出版会、2010年) 1－2頁。

27) David Storey, *A Research Agenda for Territory and Territoriality* (Edward Elgar, 2020); David Newman, (eds.), *Boundaries, Territory and Postmodernity* (Frank Cass, 1999); 山崎孝史「政治地理学から見た領土論の罫」岩下明裕編『領土という病―国境ナショナリズムの処方箋』(北海道大学出版会、2014年)。

28) JIBSNの設立の経緯などについては、以下を参照されたい。古川浩司「(研究ノート) 日本の境界地域研究と実務の協働―JIBSNの10年間を振り返る」『境界研究』No.12 (2022年)。

連携および情報発信の支援、(3) 境界地域研究の成果の相互活用と共有化および公開、(4) 境界地域の自立と活性化に寄与する政策提言、(5) 人材育成のための連携および協力が挙げられており、日本の境界地域の安定と振興のために活動している。設立の中心人物である岩下明裕によれば、JIBSN 設立の背景には、行政と学問の連携、自治体や市民社会との協働を意識したボーダースタディーズの社会貢献があり、以下の3つの点が不可欠であるという²⁹⁾。第一に、現地の市民のボーダーに対する意識を高めること、第二に、全国の境界地域に住む市民間の交流を促進すること、第三に、境界地域に関心をもつ（地域に非居住の）一般の都市住民の誘いといった、関係性の三層構造である。

2014年には特定非営利活動法人国境地域研究センター (Japan Center for Border Studies: JCBS) が設立され、この大きな特徴は研究者や実務家のみならず、一般市民による参画を基礎としていることである。JCBSのホームページには、その目的として「学界や実務者のなかで動きが起こりつつある国境地域研究の胎動の受け皿として、日本全国に散らばる研究者と実務者が、民間を軸に国境地域研究に関わりながら、国民に対して広く貢献しうる組織として活動すること」とある。JCBSのアウトリーチ実践として、ブックレットの刊行³⁰⁾や北海道大学総合博物館への展示などの幅広い

文化活動を行っている³¹⁾。

これらの境界地域をつなぐネットワークは、学界や実務者のなかで胎動している境界地域研究の受け皿として、日本全国に散らばっている研究者、実務者、メディア関係者などを糾合し、日本社会全体に境界地域が抱える諸課題に関する理解と解決を目指し活動している。また、近隣諸国や欧米の境界地域研究ネットワークと接合し、緊密な協力関係を築くことによって、世界の境界地域に共有する諸課題の解決を模索することも期待されており、内向きな議論に終始しない発展も見せている。

3. ボーダーツーリズムの新展開

地理的に近接していても、領土・国境問題の存在から国境を自由に行き来できないという政治的な制約が日本の境界地域を疲弊させてきた現実がある。国家間で領土・国境問題を抱えてはいても、日本の「端っこ」である境界地域から乗り越える手掛かりを見つけようとする試みのひとつがボーダーツーリズムである³²⁾。ツーリズム（観光）は、自宅からの旅する距離や費やした時間の観点から一般的には定義されるが、通常はひとつかあるいはそれ以上の境界を越えることになる。そのなかには、自治体間の境界や国家の境界としての国境も含まれるが、いずれの境界を越えるにしても、日常性という領域から離れて余暇やレジャーなどの非日常性を楽

29) 岩下明裕「(ディスカッション) 進化するボーダースタディーズ—私たちの現場とツーリズム」『境界研究』No.9 (2019年) 101 - 102頁。

30) ブックレットは、2014年の創刊号から2024年までに11冊が刊行されている。最新号は、山田良介編著『ダークツーリズムを超えて—北海道と九州を結ぶ』No.11 (特定非営利活動法人国境地域研究センター、2024年)。

31) 岩下『前掲論文』(注29) 102頁。

32) 岩下明裕編『ボーダーツーリズム—観光で地域をつくる』(北海道大学出版会、2017年)。

しむ経験となる³³⁾。地理的な境界の果たす機能が空間を区切り、差異を見出すことであるとすれば、みずからの日常性から離れ、境界を越えた、あるいは越えなくてもお互いの差異への気づきを感じ得ることがボーダーツーリズムの目的である。まさに、ボーダーツーリズムは、「境界地域の社会の豊かさと苦悩を国民に知らしめるとともに、国境の意味を再確認させる有効な手段」であり、国境を越えるカウンターパートが存在する境界地域にとっては、貿易や観光の促進による「対岸との交流」が大きな意義をもつのである³⁴⁾。これまでもボーダーツーリズムの企画として、2013年以降、対馬・釜山ツアー、稚内・サハリンツアー、国境を越えない「国境」ツアー（北海道・道東オホーツク）、八重山・台湾ツアー、新潟発中ロ国境ツアー、国境を越えない「国境」ツアー（小笠原）などが実施され、国家や国境ができる遥か昔から人間やコミュニティどうしの交流が行われてきた歴史を体感する試みが継続されている。2017年、国境をツーリズムの資源とする観点から、ボーダーツーリズム推進協議会（Japan Border Tourism Association: JBTA）が、境界地域及び近隣諸国などへの「旅」を素材としたボーダーツーリズム（国境観光）の普及、定着、需要の拡大を目指し設立された。これは、観光事業者などの民間企業や地方自治体などとの密接な連携を通じて、経済的な振興、観光の活性化、伝統文化の紹介などを行い、境界地域の地方創生に寄与している。

ボーダーツーリズムという用語は、用語自体としては新しいものかもしれないが、実はツーリズムの形態としては昔から存在しているといつてよい。ボーダーが国境であるかどうかは別としても、ボーダーを越えるという行為、あるいはボーダーを身近に感じる事ができれば、それはすでにボーダーツーリズムである。抱える課題としては、ボーダーツーリズムもツーリズムである以上、どのように集客力を生み出して利益をあげていくのか、商品化と研究分野としてのボーダーの垣根をどのように乗り越えていくのかなどが挙げられる。研究分野としてボーダーツーリズムを発展させるためには、国境を含むボーダーを媒介させることによって、ツーリズムが地域を創るという発想ばかりではなく、地域がツーリズムを創る主体であるという認識のもとで、地域とツーリズムの相補的な関係を構築していくことが求められている³⁵⁾。ツーリズムを資源として日本の境界地域の可能性を探り、ボーダーを隔てた隣国との密接な結びつきの歴史とお互いの差異に触れるボーダーツーリズムの活性化は、閉塞感が漂う日本の領土・国境問題に対して一石を投じてくれるかもしれない。

これまでみてきた取り組みの実践的な意義は、第一に、国家中心のアプローチあるいは国家中心史観に陥りがちであった日本の領土・国境問題に対して、ローカルかつミクロな視座から迫り、領土・国境問題を軸とした国家間対立に翻弄される日本の境界地域に独自の展望と活路を

33) アレクサンダー・C. ディーナー／ジョシュア・ヘーガン『前掲訳書』（注13）135－136頁。

34) 花松泰倫「福岡・対馬と釜山をつなぐ」岩下明裕編『前掲書』（注32）36頁。

35) 遠藤英樹『ツーリズム・モビリティーズ―観光と移動の社会理論』（ミネルヴァ書房、2017年）。

見出すことである。このことは、日本の境界地域における地方自治体間の相互連携を拡大・深化させることにつながっていく。第二に、境界地域のネットワークが構築されることによって、境界地域が領土・国境問題に対して政策的影響力を与えうる戦略的アクターとして位置づけられるようになる。第三に、日本の境界地域が「行き止まり」や「最果て」という地理的限界を示す受動的な存在ではなく、外部世界へ開かれた「ゲートウェイ」として潜在的な可能性を有する地域であることが示されるようになる。稚内や根室はロシアとの長い地域交流の歴史を有し、石垣、竹富、与那国をはじめとした八重山列島は中国や台湾との密接なつながりをもってきた経緯をふまえれば、国家レベルを超えたリージョナルな結びつきの重要性を再認識させる契機となる。

おわりに：国境ガバナンスの創造

ボーダースタディーズ（境界研究）という分析枠組みを用いれば、領土や国境に対して新しい角度から迫れるようになる。政治学、国際関係論、いわゆる地政学などで取り上げられる国境は、国家間に引かれた固定的かつ静態的なラインとして伝統的に理解され、そうした視点に立つかぎり、国境によって画定される領土主権は絶対的なものとみなされてきた。そして、国境を領土や主権と一律的に結びつける思考では、国境が外部世界との接触点であり、周辺環境との相互作用によってその持続的な生成を可能とするという発想を退けてしまう。主権国家が存立するためには領域化された空間が必要であるが、国境によって区切られた領土は内部と外部を明確に区別する境界線という位置づけに固執

するかぎりにおいて、地球温暖化、難民、感染症などのグローバルな安全保障に対しても効果的に対処できないということになる。一方、ボーダースタディーズの手法を用いることで、境界のひとつとしての国境を相対化する方法論的視点がもたらされ、国境を社会的な文脈に応じて常に引き直されるプロセスとして認識することができるようになる。ボーダースタディーズは、国境を越える人や物などを選別する専横的なアクターとして前提とされた国家を絶対視せず、国境をコモンズとして捉える国境ガバナンスに対して新しい地平をもたらしていく。国境ガバナンスは、生活圏としての境界地域において、国家、地方自治体、企業、市民社会組織、ローカルメディアなどを含むさまざまなアクターが重層的な関与を行う公共空間であり、領土ナショナリズムを乗り越える形で境界地域の共有する諸課題に対して向き合う磁場を提供してくれるのである。

* 本稿は、JSPS科研費(基盤研究B)23K22096(研究代表 今井宏平)の研究成果の一部である。

≪日本語文献(翻訳含む)≫

* 赤坂憲雄『東西／南北考—いくつもの日本へ』岩波書店、2000年

* アレクサンダー・C・ディーナー／ジョシュア・ヘーガン(川久保文紀訳)『境界から世界を見る—ボーダースタディーズ入門』岩波書店、2015年

* イアン・ヴォルナー(山田文訳)『壁の世界史—万里の長城からトランプの壁まで』中央公論新社、2020年

* 岩下明裕・川久保文紀「ボーダースタディー

ズとは何か」現代地政学事典編集委員会編『現代地政学事典』丸善出版、2020年。

* 岩下明裕「進化するボーダースタディーズ—私たちの現場とツーリズム」『境界研究』No.9、2019年。

* 岩下明裕『入門 国境学—領土、主権、イデオロギー』中公新書、2016年

* 岩下明裕「辺境からの問いかけ」同編著『日本の国境・いかにこの「呪縛」を解くか』北海道大学出版会、2010年

* 遠藤英樹『ツーリズム・モビリティーズ—観光と移動の社会理論』ミネルヴァ書房、2017年

* 押村高『国家のパラドクス—ナショナルなものへの再考』法政大学出版局、2013年

* 川久保文紀「領土・国境問題」山田敦ほか編『新版 国際関係学』有信堂高文社、2025年

* 川久保文紀「日本の境界地域へのまなざし—「領土という病」への処方箋」ChuoOnline (人—かお 中央大学の研究・オピニオンを発信) 2025年1月30日 <<https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/people/20250130.php>>

* 川久保文紀『国境産業複合体—アメリカと「国境の壁」をめぐるボーダースタディーズ』青土社、2023年

* 川久保文紀「書評 ジョン・アグニュー著『グローバル化と主権—領土の罅を超えて（第2版）』」『中央学院大学法学論叢』36巻1号、2022年

* 川久保文紀「ボーダーレスな世界とボーダーフルな世界—フィルターとしての国境」『月刊地理』61巻5号、2016年

* クラウス・ドッツ（町田敦夫訳）『新しい国

境 新しい地政学』東洋経済新報社、2020年
* ジョン・アグニュー（川久保文紀訳）「グローバル化時代の地政学」『境界研究』No.6、2016年

* 花松泰倫「福岡・対馬と釜山をつなぐ」岩下明裕編著『ボーダーツーリズム—観光で地域をつくる』北海道大学出版会、2017年

* 濱田武士・佐々木貴文『漁業と国境』みすず書房、2020年

* 古川浩司「(研究ノート) 日本の境界地域研究と実務の協働—JIBSNの10年間を振り返る」『境界研究』No.12、2022年。

* 藤本強『日本列島の三つの文化—北の文化・中の文化・南の文化』同成社、2009年

* ロバート・デヴィッド・サック（山崎孝史監訳）『人間の領域性—空間を管理する戦略の理論と歴史』明石書店、2022年

* 山崎孝史「境界、領域、「領土の罅」—概念の理解のために」『月刊地理』61巻6号、2016年

* 山崎孝史「政治地理学から見た領土論の罅」岩下明裕編『領土という病—国境ナショナリズムの処方箋』北海道大学出版会、2014年

* 和田春樹『領土問題をどう解決するか—対立から対話へ』平凡社、2012年

《欧文文献》

・David Newman, ed., (1999), *Boundaries, Territory and Postmodernity*, Frank Cass.

・Martin Pratt (2010), “The Scholar-Practitioner Interface in Boundary Studies,” *Eurasia Border Review*, Volume1, No.1.

- ・ David Storey, *A Research Agenda for Territory and Territoriality*, Edward Elgar, 2020
 - ・ Élisabeth Vallet (2021), “State of Border Walls in a Globalized World,” in Andréanne Bissonnette and Élisabeth Vallet, eds., *Borders and Border Walls: In-Security, Symbolism, Vulnerabilities*, London and New York: Routledge.
 - ・ Jean Gottman (1973), *The Significance of Territory*, The University Press of Virginia.
 - ・ John Agnew (2018), *Globalization & Sovereignty: Beyond the Territorial Trap*, Second edition, Rowman & Littlefield.
 - ・ John Agnew (1994), “The territorial trap: the geographical assumptions of international relations theory,” *Review of International Political Economy*, 1(1).
 - ・ Stuart Elden (2013), *The Birth of Territory*, The University of Chicago Press.
- 《関連ウェブサイト》
- ・ 境界地域研究ネットワーク JAPAN(JIBSN)
<<http://src-hokudai-ac.jp/jibsn/index.html>>
 - ・ 国土地理院「我が国の島の数を数えました」(令和5年2月28日)
<<https://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/pressrelease20230228.html>>
 - ・ 特定非営利法人国境地域研究センター (JCBS)
<<http://borderlands.or.jp/index.html>>
 - ・ ボーダーツーリズム推進協議会 (JBTA)
<<https://www.border-tourism.com/>>

Rethinking Territory and Border: From the Perspective of Border Studies

Fuminori Kawakubo
Vice-President and Professor in the Faculty of Law
Chuo Gakuin University

Abstract

The aim of this article rethinks the concepts of territory and border, and clarifies how they have changed in relation to sovereignty. The paper then analyzes Japan's territorial issues from the perspective of the discourse of “inherent territory” from a variety of angles, and discusses the significance of the network formation that has been vitalized in Japan's borderlands in recent years. Border studies does not regard the state as an absolute actor that deals with border related-issues, and it opens up new horizons for border governance that recognizes borders as “commons”. Border governance is a public space in which various actors, including states, local governments, businesses, civil society organizations, and local media, are involved in a multilayered way in borderlands as living spaces, and it provides a field that addresses the various issues shared by borderlanders in a way that transcends territorial nationalism.